

外国人住民のための

ほうりつそうだん
法律相談

日本の生活で困っているかた、日本の法律が分からず、悩んでいるかた、トラブルを抱えているかたはいませんか？

月に1回、無料で弁護士による法律相談を実施します。

～相談内容～

こんなことを
相談できます。

**在留資格の更新・変更の手続き、結婚・離婚に関する問題、
財産分与・相続に関する問題、労働契約・給与に関する問題など**

日 時： 毎月第2土曜日 国民の祝日を除く。
1日3回 13:00~/14:00~/15:00~
相談時間1回50分 相談は初回の方に限ります。
※相談には、事前の予約が必要です。

2024年	4月13日	5月11日	6月8日
	7月13日	8月10日	9月14日
	10月12日	11月9日	12月21日
2025年	1月11日	2月8日	3月8日

場 所： かわぐち市民パートナーステーション
(川口市川口1-1-1 キュポ・ラ本館棟M4階)

対応言語： 日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語

対 象： 川口市在住、在学、在勤の外国人住民

申 込 み： **事前の予約が必要です。**

前日の17時までに電話か窓口で予約してください。

川口市市民生活部協働推進課多文化共生係

TEL：048-227-7607

(火曜日～土曜日 9時00分～17時00分)

